

介護保険

介護保険における 住宅改修費の支給制度

■問合せ 福祉介護課介護保険係☎029-885-0340(内)113・132・135

介護保険では、介護認定を受けた方にとってより暮らしやすくすることを目的として、下表のいずれかの項目に該当する自宅改修について、その経費の一部を支給しています。

● 介護保険で支給対象となる住宅改修は？

介護保険において要支援認定または要介護認定を受けている方が、自立して安全に生活できる環境を整えるために行う住宅改修のうち、以下のいずれかの項目に該当するものを対象とします。



| 住宅改修の種類 | 対象とする住宅改修の詳細 |
|---------------------------------|---|
| 段差の解消 | スロープの設置、敷居の撤去、床のかさ上げ 等 |
| 洋式便器等への便器の取替え | 和式便器から洋式便器へ取替え、洋式便器のかさ上げ 等 |
| 手すりの取付け | 廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等への手すりの取付け |
| 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更 | 滑りにくい床材への変更、床材の表面の加工 等 |
| 引き戸等への扉の取替え | 開き戸から引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等へ取替、ドアノブの変更 等 |
| その他、上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 | 手すりの取付けのための壁の下地補強、浴室の床の段差解消に伴う給排水設備工事 等 |

《対象となる方》 要支援1・2、要介護1～5の介護認定を受けた方

《支給額》 介護認定の区分に関わらず、20万円を限度に住宅改修で支払った額の9割（一定以上の所得がある方は8割または7割）相当額

● 支給の申請は必ず工事着工前に！

介護保険における住宅改修費の支給を受けるには、工事着工前に福祉介護課へ事前申請をする必要があります。申請をする前に着工した場合は住宅改修費支給の対象にはなりませんので、必ず工事の前に担当のケアマネジャー、または事業所所属の福祉住環境コーディネーター等に相談してください。

介護マークを配布しています

認知症の方の介護は、他の人から見ると介護をしていることが分かりにくく、誤解や偏見を持たれてしまう場合があります。そこで、村では介護している方が介護中であることを周囲の方に理解していただくための「介護マーク」を配布しています。

こんなときに

- ・公衆のトイレで付き添うとき
- ・男性介護者が女性用下着を購入するとき
- ・病院で診察室に入る際、一見介助が不要に見えるのに2人で入室するとき等



■申込み・問合せ 福祉介護課☎029-885-0340(内)135